



Title	磐城の宝生沾園
Author(s)	三ツ石, 友昭
Citation	演劇学論叢. 2001, 4, p. 61-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97562
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

磐城の宝生沾圃

三ツ石 友 昭

はじめに

享保一六年（一七三一）一月、住み慣れた磐城を去つて宝生沾圃は、江戸に向かう。前年に宝生家一〇世の暢栄が亡くなり、その後をわずか一七歳の若さでついだ友精の後見となるためである。

平藩（磐城平藩）は、この陸奥国磐城平（現在、福島県いわき市）を中心とする譜代中藩である。磐城は元和八年（一六二二）九月、内藤政長が七万石で前領主鳥居氏の後を追つて入封し、以後、延享四年（一七四七）三月、日向国延岡に転封するまでの一二五年間、内藤氏の統治すると、るとなる。この内藤氏は政長の後、忠興・義概と続き、その後は、本来家督をつぐべき立場にある義英が天和三年（一六八三）に退身し、異母弟の義孝が襲封する。この義英が著名な露沾であるが、右に述べたとおりで、一度も藩主

の地位にいたことはない。義孝の後は義稠がついだが早世し、享保三年（一七一八）七月に政樹が藩主となる。この政樹は実は露沾の子で、後述するよう^{する}にその治世下で土一揆が勃発し、それが一因となつて後年、日向国延岡へ転封を命じられる。

これが磐城平内藤藩の概略である。一方、沾圃についてはこれまでに、幾つかの論考の中で、宝生家八世重友の三男であること、享保の頃磐城にて、内藤露沾に仕えたことなどを述べた。最近では、「宝生沾圃閥歴考」において、沾圃の芭蕉入門は兄である九世友春と蕉門の高弟其角とのかかわりが契機だろうと推測した（以下、この拙稿を「前稿」と呼ぶ）。少しずつその閥歴がわかりつつあると言つてよいが、そうだからと言つてすべてが明らかになつたわけではない。例えば磐城に限つても、そもそもなぜ磐城に赴いたのかをはじめとして、内藤家における待遇や具体的な生活の様子は、今なお明瞭であるとは言い難い。そこで本稿

では、こうした問題について考察を加えることにしたい。もちろん論述の都合上、過去の拙稿との重複が少なからずあることを、予めお断りしておく。

一

沾圃が何故露沾に仕えることになったのかという点については、その下向時期とも相俟つて、今なおよくわからぬ。管見の範囲では、両者が初めて顔を合わせたのは、元禄六年（一六九三）の「其富士や」六吟歌仙である。「露沾俳諧集」（夏二）から、第三までを抄記してみる。

其富士や五月晦日二里の旅
茄子小角豆も己が色知る
鷹の子の雲雀の爪のかたまりて
芭蕉

内藤下野守 露沾
岩城城主 内藤豊松 沾城
同家臣 同 池田団次郎 沾荷
同 松田隼人 芳津
同 三浦左助 右巴
同 中嶋定八 沾梅
同 水間伊六
同 保生左太夫 沾薄
同 立園
(以下略)

とあって、家臣でもあつたことが知られる。

連衆はこの三名に加えて沾圃のほか、沾荷と虚谷および執筆が一座する。

このうち虚谷については現在のところ、知られていることは何もないと言つてよい。沾荷は、露沾の門人録とも言ひ得る「俳諧尊卑故人列伝」（酒竹文庫藏『反古さがし』天明

四年一瓢庵露喬自序）に、「御門弟高月職司五十二ニテ卒池内氏弄花亭沾荷」とあって、門人であることは明らかである。また、荻野清氏「露沾、沾徳、園女等一座の奉納歌仙」（俳文学叢説 昭46）に紹介された「大崎八幡宮宝殿奉納の古額俳諧歌仙の額裏書」（享保三年八月一五日実政記）に、

の平藩江戸中屋敷を沾園を同道した芭蕉と素堂が訪れ、沾荷などの露沾の家臣をまじえて巻かれたものと思われる。

こうして露沾と沾園は一座したのであるが、そのこと自体は確認し得るもの、二〇年の歳月を経て召し抱えることになつた経緯については、この章の冒頭にも述べたよう

に、現在のところ不明と言わざるを得ない。ただ伊藤正義氏によれば、日向国延岡の俳人に旭松下露傘という人物が

いて、その著『謡曲参考鈔』^{注21}序文には、次のような記事がある。

服部立園といふ者あり。宝生古将監が三男にして、壯年には宝生左太夫とて越前の役者たりしが、故有て牢浪し、奥州岩城に下り、高槻の御館に勤仕せり。晩年に江戸に帰り、宝生家の後見と成。

右の「故有て牢浪し」が注目される。「故」が「溢行の男に有りし」（『隣忠見聞集』宝暦八年成）と伝える沾園の性格によるかとも考えられるが、それはともかくとしてこの時期、沾園が「牢浪」していたことだけは確実である。
なお、磐城に赴いた時期については、前稿で「正徳元年（一七一）秋以前」との推測を述べておいた。ただしそれは、宝永元年（一七〇四）五月以前には遡らない。と言う

のは、「露沾俳諧集」によれば家臣としての沾園は、常に露沾に影のようにつき従つてゐるにもかかわらず、この年五月一日の露沾「五十賀屏風和歌」に姿を見せていないからである。

二

前の章では、露沾が初めて沾園と一座したのは、芭蕉も一座した「其富士や」歌仙で、その後牢浪していいた沾園は、

宝永元年（一七一）以降、磐城に赴いたのだろうということを述べた。この章では実生活について、その中でも内藤家における待遇に焦点を定めて考えてみたい。

まず沾園の禄高については、樹下文隆氏が「近世毛利家の能楽とお出入り役者」（『近世文学俯瞰』平9）で一部言及されている。

ただし、最低でも三十石（宝生シテの服部嘉内の禄高）が二十人扶持（金春小鼓の大倉長右衛門に広島浅野家が出した合力の額、鳥取池田家が渋谷九郎右衛門に出したのは三十人扶持）程度の禄高でなければ、今を時めく宝生大

夫の弟としては釣り合ひがとれまい。

このように樹下氏は、沾園の禄高を三〇石と推測されている。

ところが実は、詳しく述べるようすに沾園の禄高は嘉内の三〇石に遠く及ばない。それは、すでに紹介した資料^(注)であるが、明治大学刑事博物館に所蔵される『内藤家文書』の中の次の記事によつて明らかである。その一部を示すこととする。

義山様御代

宝生立甫 重譽

初左太夫

(以下略)

下野守様^(注)被召出御切米金五両三人扶持被下置候／年月不分明御座候享保七^(貞)年御願申上隠居被／仰付（以下略）（「古由緒書」断絶部）

『寛政重修諸家譜』によれば、冒頭の「義山」は前述した

露沾の異母弟義孝で、「下野守」は露沾自身（「寛文十年從五位下下野守に叙任す」とある）を指す。沾園は露沾に召し出されて、「五両三人扶持」を支給されることになったのである。

それでは、この「五両三人扶持」について、より具体的に考えてみたい。

小川顯道は、その著『塵塚談』（文化二一年成）の中で、

次のように述べている。

下女、下男給金の事、宝暦年間迄は、若党金三両也、主人の髪月代にても致ものは、三両壹分も遣し、故皆人三両侍といひ、又見苦敷侍を見ては三ピンの様だといへり、……（中略）……渡り用人は六両に武人扶持、七両に三人扶持、四五十年以前も今も、給金替りなし、

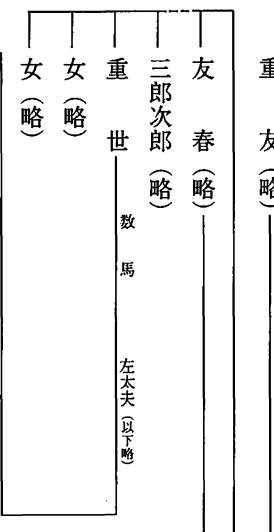
（由良之助）「アこれ～～。アそこもとは足軽でなうて、大きな口軽ぢやの。……（中略）……仕損じたら

このはうの首がころり。仕おほせたら跡で切腹。どちらでも死なねばならぬ。といふは人參飲んで首くくるやうなもの。ことにそこもとは五両に三人扶持の足軽。お腹は立てられな。はつち坊主の報謝米ほど取つてゐて。命を捨てて敵討ちせうとは。そりや青海苔もらうた札に。太々神樂を打つようなもの。われら知行千五百石。貴様とくらべると。敵の首を斗升で量るほど取つても釣り合わぬ。

つまり沾園は「足軽」であつたわけで、いかに低い身分であつたかが知られる。

次に足軽の沾園の生活について考えたいが、それにあたつては、家族のことをまず述べなくてはならない。言うまでもないことながら、家族によつて生活の様相が大きくかわつて来るからである。

管見の範囲で沾園の家族に触れるのは、『宝生』(第八巻第一二号、昭4・12)に載る『宝生家譜』である。左に本稿にかかる部分のみを掲げる。



佐大夫

重世養子ト而内藤家奉仕ス

女

大蔵千三郎妻重世ノ二女

(略)

右は法政大学能楽研究所に所蔵されるもので、同研究所西野春雄氏のお話では、旧藏者江島伊兵衛氏の手によるという書き込みが、随所に認められる。この部分では点線のところがそれで、沾園(左太夫)が友春および三郎次郎の弟にあたることは言うまでもない。それはさておき、沾園には子が二人あつたらしい。ただし、他に合わせ見る資料がないので、その個々については今、これ以上立ち入らない。

沾園の場合、妻を含めて四人で生活したようであるが、その実生活、中でも生活程度を知るために、左の二つの資

料にもとづいて、試みに現在の金銭に置き換えてみたい。

もちろん、それで算出されるものは、およその額であることは言うまでもない。

資料Bによれば、沾匂が盤城に赴いた正徳元年（一七一〇）

秋頃の米一石の値は銀八七匁。現在の米価は、資料Aによれば一キログラムあたり五八三円で、米一石（およそ一五〇キログラム）は八四五〇円になる。従つて銀一匁は一〇〇五円に相当するから、一両（銀六〇匁）は六〇三〇円で、

資料A 主要品目小売価格（東京都区部）（単位 円）

	単位	1996 平均	1997 平均	1998 平均	1999 平均	2000 平均
うるち米	10kg	6 212	6 141	5 956	6 100	5 828
牛肉（肩肉）	100g	394	410	406	397	393
牛乳	1000ml	204	209	209	209	210
鶏卵	1kg	305	312	282	308	309
しょう油	1ℓ	323	321	318	310	307
砂糖（上白）	1kg	220	223	222	218	211
洗濯用洗剤	1箱	578	552	501	481	460
ティッシュペーパー	5箱	443	421	400	388	373
灯油（配達）	18ℓ	1 074	1 132	1 076	1 015	1 055
家賃（民営）	月/3.3m ²	8 474	8 502	8 743	8 743	8 680
私立高校授業料	1か月	30 460	30 810	31 490	31 860	32 070
理髪料	大人1回	3 456	3 577	3 614	3 600	3 613

総務省統計局「小売物価統計調査報告」による。1) コシヒカリ。2) 店頭券り、紙容器入り。3) 大手鉢柄、渡口、特製、ボリ容器入り。4) 合成洗剤、1.2kg入り。5) 洋髪を含む。

（2001／2002年度版『日本国勢団会』2001年6月刊）

資料B 江戸日用品小売価格表

年	白米 1石二斗		麦 1石二斗		餅 1石二斗		塩 1石二斗		味噌 1匁匁二斗	
	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁	銀 匁
宝永7年 (1710)	76.86		80.22		38.25		12.60			
春秋	69.92				37.48		11.60			
正徳元年 (1711)	75.97		84.90		35.00		12.29			
春秋	86.96				38.43		12.70			
正徳3年 (1713)	146.14				41.25		19.26			
享保元年 (1716)	162.12		173.17		58.01		26.08			

（三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』1989年6月刊）

五両では三〇一五〇〇円となる。さらに、一人扶持は一日五合で、一年三六〇日分では一石八斗。三人扶持だから、その三倍で五石四斗となる。右の換算に従えば、五石は三七二五〇円で、同様に四斗は三四九八〇円。こうして沾匂の収入は、年に都合七七三七三〇円となる。この額で沾匂は親子四人が暮らしていたわけで、それを月額にすれば、六四四七八円になる。一人あたりでは一六一二〇となり、現在の金銭感覚からは、きわめて苦しい状態であることは明白である。これは当時も同様であったのだろうか。

江戸期の生活の様子は、西鶴『日本水代蔵』（元禄元年刊）に詳しく描写されている。その中には、五人家族が一月銀八〇匁で暮らした例（巻二「怪我の冬神鳴」）がある。

五匁の屋賃をのけて置き、白米のよきに味噌・塩・薪をととのへ、常住香の物菜、この外には、いかなく、三月の鯛を一枚、松茸一斤二分する時も目に見るばかり。咽がかわけば、白湯に焦穀。油火も、真中に一つ点して、これを寝さまに消して、鼠の荒るるを構はず。盆正月の着る物もせず。年中始末に身を固め、慰みには観世紙縷をして、明け暮れ不自由なる世や。

家賃の五匁をとつておき、上質の米に加えて、味噌・

塩・薪は購入するものの、おかげは年中漬物のみで、出盛りの鯛や松茸は見るだけ。のどが乾いたら焦穀を白湯にして飲み、灯火も一つしかつけないし、それも就寝時には消してしまう。盆や正月に着物を新調することもないし、とり立ててこれといった趣味もないというのである。

すさまじいばかりの儉しい生活であるが、この一人あたり一六匁が現在ではいくらになるのかを、沾園の場合と同様に試算してみる。資料Bのうち、最も年代的に近い宝永七年（一七一〇）春を例にとり一石七七匁として、一匁は一一三六円に相当する。従つて一人の月額は、一八一七六円となる。沾園と『日本永代藏』の例とでは、時も所もまた家族構成も異なっているから、単純に比較は出来ないものの、およそ相似た、きわめて貧しい生活であつたことは確かだらう。右に縷々『日本永代藏』に登場する五人の生活について述べた所以である。

これに対する、楽な生活をするにはどれほどの収入があればよいかと言うと、これも西鶴『世間胸算用』（元禄五年刊）に、その例（卷一「尤始末の異見」）がある。

ここが大事の胸算用。三十貫目の銀を儲かに六にして預けて、毎月百八十日づつをさまれば、これで四人の口過ぎはゆるり。

四人家族の場合、月に一八〇匁の収入があれば、楽な生活であつたらしい。この収入をこれまでと同様に試算してみると、一匁は一一三六円だから、一人の月額としては五一一一〇円となる。これだけの収入があれば、当時の人は「口過ぎはゆるり」という感覚を持つたものと思われる。

一方前述した、樹下氏が沾園にふさわしいと言われる嘉内の禄高三〇石は、一石八七四五〇円として同様に試算してみると、二六二三五〇〇円となる。沾園の三倍を優に超える収入で、右の『世間胸算用』の例と比較しても高額であることは言うまでもなく、恐らく嘉内も「口過ぎはゆるり」という感覚を持っていたことだろう。

以上のように見て來ると、内藤家における待遇から判断して、身分は足輕に過ぎなかつたこと、収入も嘉内の三分の一にも満たなかつたこと、それに「牢浪」の事実も考え合わせるならば、沾園は露沾に言わば「拾われた」ことが窮われる。つまり沾園が、樹下氏の言われる「今を時めく宝生太夫の弟」として、それにふさわしい生活をしていたのではないことだけは、どうやら確かなようである。

沾園は、このようにきわめて低い給金で露沾に仕え、

三

日々遊興の供をする。『露沾俳諧集』が、その様子を克明に伝える。露沾は五千石の禄高を受け、高月台で暮らしていたという。そこは平城の北西の位置（現在の福島県立磐高等学校付近にある）にあり、桑折の馬耳が「高月御所のしげりは仙境に入るとおもひ奉りて」（『露沾俳諧集』夏二）と言うほど閑雅な所で、その御所に沾園は、平城の東にあつた足輕屋敷から通つたものと思われる。

露沾については、その俳諧ばかりが注目されて、能はもちろん、和歌にさえ言及するものは殆どないと言つてよい。当時は和歌と能が必須であったはずで、これは奇妙なことだと言わなくてはならない。とりわけ露沾の場合、すぐそばに能役者沾園がいたわけだから、能が盛んに上演されていたとしても何ら不思議ではあるまい。そこでこの章では、能役者沾園について見ることにする。

元禄八年（一六九五）二月、江戸の火事によつて、麻布六本木の平藩江戸中屋敷が焼失。露沾は三月、江戸を去つて磐城に向かう。そこでの能にかかる資料は、管見の範囲では寥寥たるもので、わずかに数例に過ぎない。

そのうちの『土芥寇讐記』（金井圓校注、昭42）には、次のように見える。

当義孝代ニ成テモ、家人之勝手不レ直ト沙汰アリ。家人ドモ、猿樂ヲ好ミテ、謡・仕舞・囃子等ニノミ心ヲ被レ取ラ、武芸ヲ好ム人無シ一人モ。

演目など具体的な内容は管見に入らないが、すでに「天和・貞享・元禄・宝永・正徳の頃は、能楽が全国的に江戸期を通してもつとも盛んだった時期」（『能楽の歴史』岩波講座能・狂言一）と指摘されている例にもれず、磐城でも義孝のとき（貞享二年から正徳二年まで）、能がきわめて盛んであつたことがわかる。

この『土芥寇讐記』は、義孝自身についても酷評する。

家督相続セシ義孝、文ヲモ不レ学、武ヲモ不レ習、武芸ヲモ不レ励マ、緩々トシテ朝夕猿樂ニ而已心ヲ尽シ、金銀ヲ幣ス事、主将之器トスルニ不レ足。

能に対する義孝の打ち込みようは、常軌を逸したものであつたらしい。

前述したように、この義孝（露沾の異母弟）の後の藩主が義綱で、次いで露沾の子政樹が、わずか一二歳でそれをつぐ。

政樹が藩主の地位について半年にもならない享保四年

(一七一九) 一月、著名な磐城騒動の発端となつた松賀騒動が起る。それは『松賀治逆記』に詳しい。

同(享保) 四亥年正月十六日 高月様御佳例之御能有之、如先例家老、用人并諸役人拝見、此節佐伯団右衛門俄ニ御用二面江府江發足、松平斎宣様江御隱密之義被仰遣田也、同十七日ニ^者荻野金兵衛用二面江名出立、知ルものなし、……

右はその一部であるが、この能からすべてが始まる。すなわち、露沾の高月御所で能が催され、いつものようく家老以下の面々が拝見する。一方では、まだ幼い藩主の父としての露沾の指示によつて、ひそかに江戸表へ役人が派遣され、永年の間藩政を私して來た、家老の松賀一派が処断される——。

騒動はともかく、注目すべきは高月御所での演能である。演目など一切は不明であるが、藩の重臣たちも拝見する、露沾御前での演能が當時、恒例行事になつていたのである。さて、このとき沾圃が演能したかどうかは、現在のところはわからないと言わざるを得ない。しかしこれを遡ること六年、正徳三年(一七一三)夏、名古屋の俳諧師露川が磐城を訪れたときには演能している。その模様は、水尺編

『国曲集』(正徳四年序)が伝える。服部直子氏「『国曲集』解題と翻刻」(東海地域文化研究 第二号、平3・5)によつて、「国曲集」中「陸奥曲」の一部を左に掲げることにする。

宝生左大夫の山本小町を感じて贈る
海山のはこひ涼しや老女面 居士

御能に獻上

頼みある中にましはる扇子哉

茶筅露散る家貝の白雨

雲芥 露沾

一日を一歩座敷の春やきて

露梅 沾梅

この記事による限りでは、シテは沾圃で、『山本小町』を老女面をつけて舞つたということしかわからない。

『山本小町』は、摂州山本の季長が山野に出たところ、小野小町に出会い、和歌について教えを受けるという内容を持つ。『古今和歌集』「仮名序」と『伊勢物語』「白菊」に取材した能で、現在では、どの流儀でも上演していない、いわゆる廢曲である。

伝存する『山本小町』の詞章には、さほど大きな異同はない。調査の範囲内で言えば、近世初期写天理図書館三〇五番本、近世中期写観世流五百番本、近世中期写田安本番

外謡本は、それぞれ字句が部分的に少しく異なるレベルのもので、一曲の主題にかかるようなものではない。これは本曲のクセも同様で、室町後期筆『古謡集』、貞享年間刊『秘密蘭曲』、元禄一二年九月刊『当流拾遺蘭曲大成百番』、享保二年六月刊（実際の刊行は寛政頃）『鴻山文庫能楽資料解題』上）『下懸乱曲大成』、享保九年九月一三日写福王盛有加判本『久世舞』が管見に入つたが、いずれも單なる字句の相違に過ぎない。

本曲の翻刻はこれまでに、石田元季氏によるもの（『謡曲界』第二卷第四号、大¹⁴・⁴）と田中允氏によるもの（古典文庫『未刊謡曲集』三、昭40）がある。このうち前者には、

能之図式に摂津として出で、翁草の名寄五百番を標せ
る中に、その名見ゆ。和謡分国記、歌謡作者考、能訓
蒙図彙、謡秘伝抄等には所見なし。

とある。ところが、確かに『能之図式』には「摂津」として揚げるものの、『和謡分国記』には所見がないどころか、明瞭に本曲名が出ていて、しかも「ひご」とされている。『和謡分国記』以外で「ひご」あるいは「肥後」とするものは、管見に入ったものだけでも、前掲の近世初期写天理図書館三〇五番本の「名よせ」に「肥後 山本小町」と

見えるほか、『謡名寄』、『国別謡曲名寄』、『謡名集』の三書を数える。一方では、右の『能之図式』以外にも、『謡銘寄』が「摂津」とする。

調査の範囲内では、「摂津」より「肥後」とするものの方が多ないのであるが、「摂津」は前述のようにワキが摂州の季長だから首肯されるものの、この「肥後」は一体、何に由来するのか、疑問なしとしないところである。上妻博之氏著『新訂肥後文献解題』（昭63）によつてみても、「謡曲」のところには、『延寿桜』、『鐘が淵』など都合八曲がならんでいるばかりで（ただし、きわめて珍しい曲揃いだと思われる）『山本小町』は見えない。こうした疑問のみ記して、後考を俟ちたい。^{注13} なお、『内藤家文書』の「雜」には能楽資料が含まれているが、その中の「名寄」には、この『山本小町』は見当らない旨、つけ加えておく。

次に、この『山本小町』の上演状況について述べることにする。

「能楽が全国的に江戸期を通してもつとも盛んだった時期」（前掲『能楽の歴史』）の当時、どのような能がどれほど上演されたかについては、表章氏の次の調査結果が多くの材料を提供する。小野小町の登場する能は数多くあつても、『山本小町』は殆ど目にすることのない、いわゆる稀曲で、表章氏はこの調査報告の中特に、綱吉の稀曲好みについて

詳細に述べておられるからである。

表章氏は「能の変貌—演目の変遷を通して—」（『中世文学』第三五号、平2・6）の中で、元禄前後から、綱吉がそれを見るなどを好んだため、藩や所によつて差はあるものの、稀曲の流行があつて、その反映として、番外譜本が刊行されたと指摘の上、「綱吉・家宣時代に演じられた稀曲とその上演回数」という資料を示している。「綱吉の將軍就任の翌年たる天和元年（一六八一）から家宣の没した正徳三年（一七一三）までの33年間分の集計」の由であるが、実はその中に、この『山本小町』は見えない。また、田中貢・永井猛両氏の「鳥取池田藩能記録」（『芸能史研究』第一三二号・一三三号・一三五号）によれば、同藩では稀曲がくり返し上演され、その中には小町物として『瀧見小町』などのきわめて珍しい曲名があるにもかかわらず、この『山本小町』だけは見当らないのである。将軍家宣没は正徳二年（一七一二）であるにしても、まさしくその頃、沾圃が『山本小町』を演能したのである。表氏の指摘のように、藩や所によって差があつたわけで、あるいは磐城平藩は、すなわち露沾や異母弟の藩主義孝は、綱吉や家宣に劣らない稀曲好みであつたのかも知れない。

いざれにしてもこの頃、磐城においては前述したように、藩主義孝の綱吉を彷彿とさせる能狂ぶりがあり、また露沾

の高月御所での恒例の演能もあり、それに加えて、この稀曲中の稀曲（注14）『山本小町』演能である。将軍綱吉の能狂が、磐城という陸奥地方にまで及び、最後の輝きを放つた瞬間ではなかつただろうか。

むすびにかえて

露沾は享保一八年（一七三三）九月一四日、七九歳でこの世を去つた。沾圃が初めてその歌仙に一座してから四〇年、一一世友精の後見のため江戸に戻つてからは二年余り後のことである。数万人が決起して全領に広がつた百姓一揆である磐城騒動は、さらにそれから五年後のことである。江戸にいて沾圃は、この騒動の噂を聞いただろうか。牢浪の果てに露沾に拾われてわずか五両三人扶持で仕え、俳諧や和歌に、そして稀曲『山本小町』などの演能にと、常に遊興の供をしたのである。心に去来するものがあつただろう。延享二年（一七四五）、沾圃はこの世を去る。享年八三歳。その墓の所在は杳として知れない（注15）。

なお、沾圃が後見した甥の一一世友精はこのとき、すでに三二歳。宝生家の安泰を見届けて、沾圃は大往生であつたに違ひない。

(「連歌俳諧研究」第八四号、平5・3)で紹介。

(1) 北畠典生博士古稀記念論文集「日本仏教文化論叢」下所収。

(2) 天理図書館綿屋文庫俳書集成第二七巻「露沾俳諧集」の解題には、次のように記す。

本書は、奥州磐城平の四代藩主であった内藤義英(雅号政栄・俳号露沾)及び彼と風交のあつた人々の俳諧・和歌・雜俳等の作品を書写したもの。露沾が藩主を退身した天和二年(一六八二)年から享保十八年(一七三三)年に没するその頃までの作品を四季別に収める。

露沾は一度も藩主の地位についたことがないから、これは明らかに誤りであるが、地元の福島県の資料にも「磐城平藩主内藤露沾」(『福島県風土記』平7)などとするものも見受けられる。あまりにも著名であるために、かえつて誤解されることがあるらしい。

(3) なお沾荷は、芭蕉と一座するこの「其富士や」歌仙のほか、主なものでは宝永元年(一七〇四)の露沾「五十賀」、正徳元年(一七一)の「一日千句題四季」などにその名が見える。しかし、享保九年(一七二四)の露沾「古稀之賀和歌俳諧」には見当らないから、それまでに没したらしい。

(4) 伊藤正義氏「旭松下露傘『謡曲参考鈔』と宝生立圓」(『鶴東論壇』創刊号、昭60・7)による。

(5) 拙稿「内藤家文書」「古由緒書」断絶部に見る宝生沾圓」

(6) 小川顯道は、宝暦年間までは若党の給金が「金三両」と言うが、確かに沾圓の磐城下向に近い頃書かれた徂徠の「政談」(享保一年頃成)には「今ハ若党三四両以上、中間二両二三歩」とあるほか、「賤のをだまき」(享和二年序)にも「昔は若党は三両二分」とある。

(7) 足輕屋敷は、明治大学刑事博物館に所蔵される殆どの絵図(例えば、「内藤家文書」「岩城の平ノ絵図」など)に、平城の東に描かれている。そこから、現在でも「仙境」かと思われる高月御所までは、徒歩でもさほど時間はかかるない。

(8) いわき史料集成第四冊「松賀治逆記」による。なお、藩政上の大きな行動が予定されていながら、こうして能が上演されたことは、露沾の下ではそれが日常性そのものであることを意味するだろうし、またそれゆえに、能が言わば隠れ蓑になつたことも否定出来まい。

(9) 「三十幅」(昭15)による。その「緒言」には、「撰者未詳、寛永正保の頃、六百八十余曲の謡を国別に五十余国に分ちて、謡の名目を記せるもの」と見える。もしもこのとおりだとすれば、『山本小町』はすでに、この頃には成立していたことになる。

(10) 能楽資料集成7「萬聞書」(昭52)による。本書には「歳小町」として、「肥後」の部に見える。

(11) 法政大学能楽研究所蔵。「肥後」 山本小町外」とあり、「四」と「外」は朱書きされている。

(12) 法政大学能楽研究所蔵。同研究所「藏書目録付解題」によ

れば、実数は一〇四九番の謡曲名寄で、江戸中期筆写の黒川家旧蔵本という。

(13) 憶測を逞しくすれば、ワキの「季長」から「蒙古襲来絵詞」

で著名な竹崎五郎兵衛季長が連想され、そこから「肥後」となつたのかも知れない。

(14) この表章氏の資料のみならず、「ふれながら御能組」はも

ちろん、それ以外の資料によつても、この『山本小町』演能の記録は一切、確認することが出来ない。「稀曲中の稀曲」とする所以である。

(15) 宝生家の菩提寺は祥雲寺(東京区渋谷区)であるが、そこに

沾圍個人の墓はない。また、前述した『宝生家系譜』には江

島氏が「墓は谷中三崎妙法寺」と書き込んでおられるが、御住職のお話によれば、前住職の頃まではあつたけれども、現在はないといふ。

[付記] 本稿をなすにあたり、法政大学能楽研究所と明治大学刑事博物館には多くの御配慮を頂いた。記して厚く御礼申し上げる。